魚津市公告第 86 号

市有地売却の「一般競争入札」を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６及び魚津市契約規則（平成 29 年規則第４号）第４条の規定により次のとおり公告する。

令和８年 11 月９日

魚津市長　　村椿　晃

記

１．入札物件

物件番号	所　在　地	登記簿数量	区分	備考
1	魚津市本江字窪畑519-1 ※建物付土地	1629.80平方メートル	宅地	土地：魚津市 建物：県
2	魚津市本江字窪畑519-15 ※建物付土地	661.17平方メートル	宅地	土地・建物：県
3	魚津市本江字窪畑531-1	445.46平方メートル	宅地	土地:県

※入札に付する物件のうち、番号２及び３の土地は、富山県所有であるため、県及び魚津市が合同で土地、建物等を一括して入札を行う。

２．入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず参加できる。また、２名以上の共有名義（※）で参加することもできる。

※１　所有権を登記する際に共有とする場合は必ず共有名義で申し込むこと。

※２　入札書の入札者欄に記載された者を代表として入札保証金及び売買代金の納入を行うこと。

ただし、下記⑴から⑹のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

また、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

⑴　地方自治法施行令第 167条の４第１項各号又は第２項各号に該当すると認められる者。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号から第４号まで及び第６号に該当する者

⑶　次のいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴

対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ　暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑷　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき、同法第５条「観察処分」の決定を受けた団体及びその構成者若しくはその関係者

⑸　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てがなされている者

⑹　この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得ない者

３　競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに４⑴の場所へ直接持参するか又は郵便（４の⑶の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

４　入札参加申込書の提出場所等

⑴　入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する所属の名称）

〒930-8570　富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部警務部会計課施設整備室
電話　076-441-2211（代表）

⑵　入札説明書の交付方法

令和８年11月９日から令和８年11月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで、前記⑴の場所において希望者に無料で交付する。

⑶　入札参加申込書の提出期限

令和８年11月27日（金）午後５時15分

郵送の場合は、４⑴の場所に上記期限まで必着とし、書留郵便等発送の記録が残る方法をとること。

持参の場合は、受付は行うが、その場での審査は行わない。

5　入札及び開札の日時及び場所

⑴　日時　令和８年12月３日（木）午前10時から

⑵　場所　富山県富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部 901会議室

⑶　受付期間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付ける。

6　入札保証金

⑴　入札に参加しようとする者は、現金により、魚津市所有の物件に係る入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければならない。

⑵　県所有の物件に係る入札保証金は、県に納める必要がある。

7　落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

8　入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第４号）第５条及び入札心得書第６条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9　契約の締結

落札者は、令和８年12月11日（金）までに契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は県及び魚津市に帰属する。

なお、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

10　売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事及び魚津市長の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければならない。

11　用途の制限

⑴　落札者は、売買契約締結の日から起算して５年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供することができない。

⑵　落札者は、売買物件を暴力団関係施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

12　現地説明及び内覧の日時及び場所

番号	日時	場所
1	令和８年11月17日（火）　午前　10時	物件番号１、２及び３の所在地

現地説明会の参加する者は、令和８年11月16日（月）午後５時までに14の問い合わせ先に電話で申し込むこと。

13　その他

⑴　現地説明及び内覧に不参加の者が入札に参加した場合でも、現地説明における説明事項、建物の状態等について、全て了知しているものとみなす。

⑵　現地説明及び内覧を希望する者がいなかった場合は、現地説明及び内覧は行わない。

⑶　県及び魚津市は、本件入札の結果及び契約内容（個人に関する情報等を除く。）について、事後に公表するものとする。

⑷　その他詳細は、入札説明書による。

14　問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部警務部会計課施設整備室
電話番号　076-441-2211（代表）

富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番１号
魚津市役所財政課管財・契約検査係
電話番号　0765-23-1088（直通）